

施設整備事業のポイント

1. 事業内容

中心的な経営体（畜産農家又は飼料生産組織）の収益性向上に必要な施設の整備

- ・ 1件当たりの補助上限額を5億円／年とするとともに、2年までの事業計画を申請可能（最大で2年10億円）
- ・ 施設の面積当たり上限単価（基準事業費）を引き上げ。
- ・ 新規就農優先枠を新設し、
 - ⇒ 補改修に伴う内部設備等の撤去費用を補助対象に追加。
 - ⇒ 基準事業費の1.3倍の特認事業費を適用可（国への協議は不要）。
 - ⇒ 新規就農者が取組主体として施設整備をする場合、購入方式の家畜導入も可

【補助率：1/2以内】
【個別経営体も対象】

2. 支援対象

(1) 畜産クラスター計画に中心的な経営体として位置づけられていること

(2) 1頭当たりの生産効率を改善すること
規模拡大要件は廃止

留意事項：
酪農は成牛舎・
搾乳施設は支援
の対象外



解説

「1頭当たりの生産効率の改善」の例

- ・ 経産牛1頭当たり年間生乳出荷量
- ・ 繁殖雌牛1頭当たり年間子牛出荷頭数
- ・ 繁殖豚1頭当たり年間肉豚出荷頭数
- ・ 導入雛1000羽当たり年間肉用鶏出荷羽数
- ・ 草地10a当たり年間労働時間など

「1頭当たり販売額の増」の例

- ・ 繁殖雌牛1頭当たり子牛販売額の増 など
- （「1頭当たり生産効率の改善」に対応した目標を設定）

3. 成果目標

(1)～(3)のいずれかを整備後5年以内に

- (1) 1頭当たり販売額の増加
- (2) 生産コスト※の削減
- (3) 所得の増加

10%以上 達成

大規模経営※は15%以上
(※正規雇用者が常時6人以上)

※ 飼料費、労働費、素畜費など個別の経費の削減でも可

【施設整備の例】



家畜飼養管理施設



飼料調製施設



縦型コンポスト



汚水浄化処理施設